

調布市バリアフリー
交通安全特定事業計画
飛田給駅周辺地区

令和7年2月
東京都公安委員会

**調布市バリアフリー基本構想における重点整備地区
「飛田給駅周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、調布市バリアフリー基本構想に即して、飛田給駅周辺地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
1	調布市道 C33号線	飛田給駅北 口駅前広場	調布市飛田給1丁目42番から 調布市飛田給1丁目24番まで	京王電鉄京王線 飛田給駅	
2	調布市道 C26号線	飛田給駅南 口駅前広場	調布市飛田給2丁目18番から 調布市飛田給2丁目19番まで		
3	調布市道 C33号線	スタジアム 通り	調布市飛田給1丁目42番から 調布市飛田給1丁目34番まで		スーパースポーツゼビ オ調布東京スタジアム 前店
4	一般国道20号	甲州街道	調布市上石原1丁目1番から 調布市飛田給1丁目1番まで		調布アーバンホテル、 武蔵野の森総合スポー ツプラザ、味の素スタ ジアム（東京スタジア ム）、スーパースポー ツゼビオ調布東京スタ ジアム前店
5	調布市道 C32号線	スタジアム 通り	調布市飛田給1丁目34番から 調布市西町290番まで		武蔵野の森総合スポー ツプラザ、味の素スタ ジアム（東京スタジア ム）、知的障害者援護 施設なごみ・そよか ぜ・すまいる
6	調布市道 W115号線		調布市飛田給2丁目18番から 調布市飛田給2丁目51番まで		
7	調布市道 C26号線		調布市飛田給2丁目18番から 調布市飛田給2丁目19番まで		
8	調布市道 C12号線	品川通り	調布市飛田給2丁目11番から 調布市上石原2丁目12番まで		
9	調布市道 C14号線、 調布市道 C15号線、 調布市道 W208号線		調布市飛田給2丁目42番から 調布市上石原3丁目23番まで		西部公民館
10	調布市道 W7号線		調布市西町290番9から 調布市西町290番11まで		武蔵の森総合スポー ツプラザ、調布福祉園、デ イセンターまなびや、 子ども発達センター
11	府中市道 1-357号		府中市朝日町3丁目19番から 府中市朝日町3丁目18番まで		
12	調布市道 W6号線		調布市西町290番8から 調布市西町290番9まで		ちょうふの里
13	府中市道 1-356号		府中市朝日町3丁目18番から 府中市朝日町3丁目17番まで		障害者支援施設みずき

14	府中市道 1-355号		府中市朝日町3丁目17番から 府中市朝日町3丁目14番まで		あさひ苑、知的障害者 援護施設なごみ・そよ かぜ・すまいる
15	調布市道 W8号線、 調布市道 W70号線		調布市飛田給1丁目1番から 調布市西町290番12まで		調布アーバンホテル
16	府中市道 1-307号		調布市朝日町3丁目12番から 調布市朝日町3丁目19番まで		あさひ苑、障害者支援 施設みずき
17	一般都道 府中調布線	旧甲州街道	調布市飛田給1丁目3番から 調布市飛田給1丁目50番まで		青少年交流館
18	調布市道 W74号線		調布市飛田給1丁目3番49から 調布市飛田給1丁目3番53まで		飛田給ふれあいの家
19	調布市道 W79号線		調布市飛田給1丁目36から 調布市飛田給1丁目53まで		
20	調布市道 W219号線		調布市上石原2丁目18番から 調布市上石原2丁目15番まで		西部地域福祉センター
21	調布市道 W205号線		調布市飛田給3丁目28番から 調布市飛田給3丁目25番まで		西部ふれあいの家
22	調布市道 W201号線、 調布市道 W203号線、 調布市道 W204号線		調布市飛田給3丁目45番から 調布市上石原3丁目3番まで		

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の適切な補修 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標示の高輝度化は既に実施済） (3) エスコートゾーンの整備（注1） 必要に応じて実施 2 違法駐車行為の防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車指導取締りの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車指導取締りの実施 (3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施	令和6～12年度 (継続的に実施)

(注1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

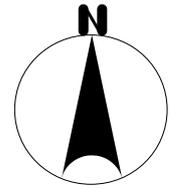
信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

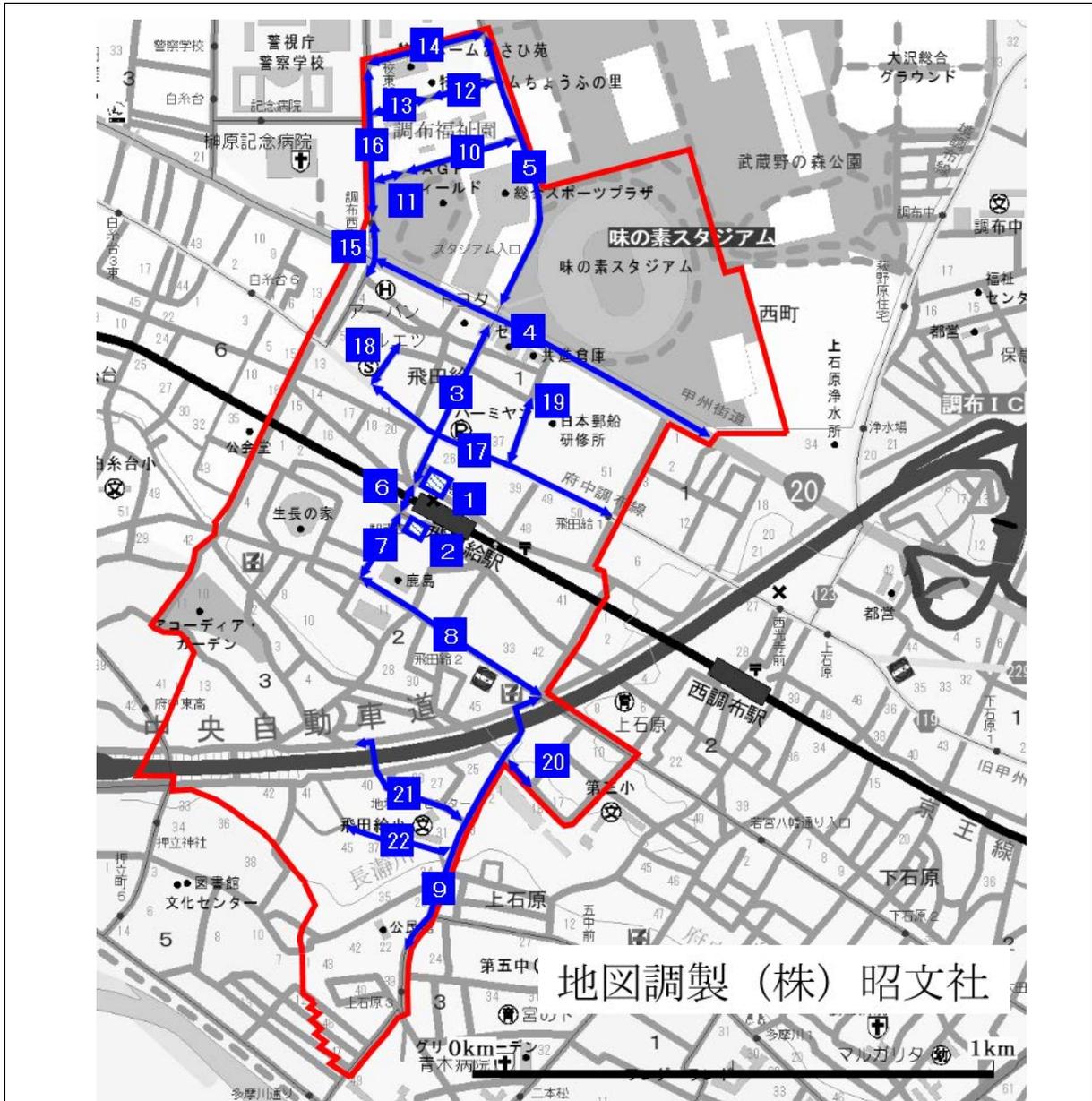
(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車 の 指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図



区市町村名	調布市
重点整備地区名	飛田給駅周辺地区



<凡例>

- : 重点整備地区
- ↔ : 道路の区間 (生活関連経路)